

新型コロナウイルス感染症拡大予防措置

緊急事態宣言期間延長の発令に伴う施設クローズ期間延長のお知らせ

(2020年5月6日)

2020年5月4日に全国において法律に基づく「緊急事態宣言の期間延長」が発令され、また5月5日の東京都の会見におきましても休業要請・休校継続決定が発表されましたため、宣言期間である5月31日まで引き続き施設クローズ期間を延長させていただき、5月6日から5月31日迄に開催される実技講習・臨床実習の休講および実施日程の変更、理論講座/説明会の電話/オンライン対応のみとさせていただくことと致しました。

これにより、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めて参ります。

休講によりご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。